

令和8年度県産品販売促進事業委託業務仕様書

第1 業務の目的

県内食品事業者の商品開発・改良に向けた意欲を醸成するとともに、新たな商品を発掘し、地産外商のさらなる拡大を図ることを目的として、魅力的な商品を創出・発掘する商品発掘コンクール「高知家のうまいもの大賞」（以下、「コンクール」という。）を開催する。また、コンクールの認知度向上及び受賞商品の販路拡大を図るためのプロモーションを実施する。

第2 定義

本仕様書における「商品」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 県内で生産、収穫、水揚げされた農畜水産物
- 2 次のいずれかに該当する加工食品
 - (1) 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われているものであること。
 - (2) 商品の主要な原材料が高知県産であって、高知県外の事業者により製造又は加工されたもの場合は、販売が県内事業者によって行われているものであること。
 - (3) 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っている場合、又はその販売を県内事業者が行っている場合は、高知県特有の文化や技術を活かしたものであること。

第3 委託期間

契約日から令和9年3月1日までとする。

第4 実施内容

本委託業務において実施する内容は、次のとおりとする。

- 1 コンクール開催業務
 - 「第1 業務の目的」の達成に向けて、広く商品を募集するコンクールを開催すること。
 - (1) コンクールの概要
 - ア 実施時期
 - ・商品募集 令和8年6月中旬頃から7月下旬頃まで
 - ・一次審査会 令和8年8月下旬頃
 - ・最終審査会 令和8年9月下旬頃
 - ・受賞発表 令和8年10月中旬頃
 - ・表彰式 令和8年11月頃（県と協議し、決定すること）
 - イ 条件
 - ① 応募対象：高知県内に所在する事業者の有する商品又は開発中の商品で、今後、一層の販路拡大を目指す加工食品を対象とし、6つのカテゴリごとに優れた商品を選定し、その中から最優秀商品を選定する。なお、カテゴリの内容については、県と協議のうえ決定する。
 - ② 応募：応募商品は1事業者につき3商品までとする。
 - ③ 主な応募要件：次に示す全てを満たす商品とする。なお、詳細な応募要件は、県

と協議のうえ決定する。

- ・「第2 定義」で定義する商品の条件を満たす食品で、卸売事業者を通じた全国への販路拡大を目指す商品であること
- ・食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、特許法、商標法、食品衛生法その他関係法令に違反していない商品であること
- ・過去に県及び公的な団体が実施した同様のコンクールで受賞実績のない商品であること
- ・WEBサイト等で広く一般に公表することが可能な商品であること
- ・一次審査会開催時点で販売が可能で、県内各店舗等での取扱いが可能な商品であり、かつ、県産品データベースに必要な情報を登録していること。

(2) 商品の募集

コンクールの実施要項及び募集要項を県と協議のうえ作成すること。また、応募事業者 60 社以上、応募商品数 120 商品以上を目標に県内事業者・団体等へ広く周知・募集し、オンラインによる応募受付が可能な体制を構築すること。

(3) 審査会の開催

審査は2段階で行い、一次審査で受賞候補の商品を決定し、最終審査で受賞商品を選定すること。なお、詳細な採点項目等については、県と協議のうえ決定する。

ア 一次審査

一般審査員と専門家審査員による試食審査を行い、概ね 30 商品を選定すること。なお、試食の提供時の商品の調理方法や提供温度帯等について、出品者から試食提供方法を事前によく聞き取り、試食の提供方法によって審査に影響が出ないように、適切な温度管理のもと提供すること。また、審査が始まる前に調理を伴わない常温商品を並べたり、調理を伴う商品の提供目安時間を明記するなど、審査会の時間短縮や効率化に努めること。

イ 最終審査

最終審査は事業者による商品のプレゼンテーション及び試食を行い、専門家審査員が審査し、受賞商品を選定すること。

ウ 採点の集計

採点の集計作業については、デジタルツールを使用する等、正確かつ速やかに結果を集計できる方法で行うこと。

エ 受賞商品の決定

最終審査の内容に応じて 10 商品を受賞商品（最優秀賞（1点）、各カテゴリごとの優秀賞（5点）、次に示す特別賞（4点））として選定すること。なお、各賞については、審査員との協議により変更となる場合がある。

- ・高知家賞：高知らしさを感じられ、特に県外での販売が見込まれる商品
- ・新商品賞：「高知家のうまいもの大賞 2026 最終審査開催日」から「当事業で実施するコンクール一次審査日」までに発売された商品
- ・SDGs 賞：フードロス、環境への配慮といった SDGs の観点から特に優れていると認められる商品
- ・業務用商品賞（仮称）：飲食店や惣菜など、業務用の商品として販売が見込まれる商品

オ 審査員

専門家審査員は県と協議のうえ選定し、一般審査員については、年代、性別に

偏りがでないよう 12 名以上を選定すること。また、専門家審査員への謝金及び旅費は、下記の内容に基づき積算すること。なお、旅費については、県の旅費規定に基づき算出するものとする。

- ① 旅費 1次審査：首都圏 2 名、関西圏 2 名、高知県内 2 名
最終審査：首都圏 3 名、関西圏 3 名、高知県内 2 名

- ② 謝金 1日あたり 5 万円以内

カ 審査結果のフィードバック

一次及び最終審査の結果は、各審査の終了後速やかに事業者へ通知すること。

キ 審査員コメントのフィードバック

応募者、商品全てに対して審査員のコメントを付し、点数をレーダーチャート式のグラフで表示する等、視覚的に分かりやすいフィードバックシートを作成し、送付すること。

ク その他

審査会の様子の写真等を後述する WEB サイトで公開すること。

(4) 県内バイヤー連携

一次審査会において、県内バイヤー（卸売業、小売業を営む事業者等）を招へいし、試食の提供や応募事業者との商談機会の提供など、応募商品の認知度向上及び販路拡大につながる取組を実施すること。なお、招へいする県内バイヤー及び人数（10 名程度を想定）については、県と協議のうえ決定する。

(5) 副賞の提供

各受賞者に次に示す金額相当の副賞を提供すること。副賞の内容は県及び受賞者との協議のうえ決定すること。

- ・最優秀賞 10 万円相当
- ・優秀賞 5 万円相当
- ・特別賞 3 万円相当

また、上記副賞とは別に、一次審査通過事業者（受賞者含む）に対して PR グッズ（商品貼り付け用のシール等）の特典を提供すること。

(6) その他

コンクールについて次に示す内容を実施すること。

ア 販売促進ツールの制作

受賞商品の美味しさや商品外観が伝わる写真、商品概要等の情報を盛り込んだ販売促進に活用できる資料を作成すること。

イ コンクールの事務局

受託者はコンクールの事務局を担い、コンクールに関する応募商品の取りまとめや応募者への連絡、問い合わせ対応、審査員のスケジュール調整等の業務を行うこと。また、審査会における審査員からの質問や要望等について、適切に対応すること。

ウ 効果測定

本コンクールを受賞したことによる効果（新規採用の有無、販売先、販売額等）について、当年度の受賞事業者に年度内にヒアリングを行い、取りまとめたうえ、県に報告すること。

2 表彰式・試食会・販売会開催業務

次に示す内容を踏まえ、コンクールの表彰式及び受賞商品の試食会、販売会を開催すること。表彰式・販売会については、後述の「3 プロモーション業務」で作成したプロモーション資材を活用して広く県民に周知し、集客に努めること。

なお、表彰式、販売会、試食会は同時に開催してもよい。

(1) 表彰式の開催

受賞者に対して表彰状を作成し、提供すること。なお、台紙は県から提供する。

(2) 試食会の開催

県内での受賞商品の認知度向上及びコンクールのブランド強化を目的に、当年度の受賞商品のメディア発表と併せて知事や著名人、審査員長等を招へいた試食会を開催すること。なお、審査員長への謝金及び旅費は、審査会招へいと同様の内容（首都圏）を積算すること。

(3) 販売会の開催

当年度の受賞商品がより多く売れるよう開催場所を選定し、県民に対して広く開催告知を行うとともに、販売促進につながる企画・運営を行うこと。

3 プロモーション業務

コンクール開催、受賞商品等について、高知県及び一般財団法人高知県地産外商公社の取組と連携し、「SUPER LOCAL 高知家」のコンセプト等も効果的に活用して広く県内外に発信すること。

(1) コンクール開催及び受賞商品のプロモーション

次に示す内容を計画的かつ効果的に実施すること。

ア コンクール開催に係る募集パンフレットの作成及び配布（3,000部以上）

イ 表彰式・販売会等に係る広告チラシの作成及び配布（3,000部以上）

ウ コンクール受賞商品のリーフレット（A4三つ折り）・ポスター等の作成及び配布（リーフレット：10,000部以上、ポスター：200枚以上）

エ テレビCMによる商品募集や受賞商品等の発信（90回以上）

(2) 受賞商品等の外商に向けた取組

次に示す内容を計画的かつ効果的に実施すること。

ア 県内外の展示商談会へのブース出展や高知県アンテナショップ等でのPR活動を実施すること。

イ 県内の量販店等でのコンクール受賞商品のフェア開催等につながる取組を実施すること。

ウ 上記ア、イで実施した取組を後述するWEBサイトやメディア等で積極的にPRすること。

(3) その他

コンクールの認知度向上及び受賞商品の販路拡大を図るため、広報、販売促進、情報発信等について、効果的かつ具体的なプロモーション施策を提案すること。

4 WEBサイト連携業務（ページデザイン等作成）

受賞商品の認知度向上及びECにおける販売促進に向けて、既存の「高知家のうまいもの大賞」WEBサイトと高知県産品ポータルサイト「高知まるごとネット」との連携に必要な掲載用コンテンツの作成等を行うこと。なお、本業務はWEBサイトの運用・

保守及びシステム改修を行うものではない。

(1) 掲載用コンテンツの制作

次に示す内容について、「1 コンクール開催業務」(商品の募集、受賞商品の発表・PR等)の実施にあたり、WEBサイトへの掲載を前提としたデザイン及び素材等を作成すること。

ア ページ構成(ワイヤーフレーム)

イ 掲載用画像、バナーなどのデザイン素材

ウ 掲載用テキストデータ

エ その他、受賞商品のPR及びECでの販売促進に必要な素材

(2) WEBサイト掲載に係る連携

前号で作成したデザイン及び素材等について、WEBサイトへの掲載にあたり、次の受託者と連携し、必要な調整を行うこと。

- ・「令和8年度県産品情報発信事業委託業務」受託者(サイト運営)
- ・「令和8年度ポータルサイト運用保守委託業務」の受託者(サイトの保守管理)

(3) 前年度委託者からの引き継ぎ

本委託業務の実施にあたり必要なデータ等について、前年度委託先より適切な業務の引き継ぎを本委託業務開始時に行うこと。

(4) 次年度委託者への引き継ぎ

令和9年度の受託者が他事業者に交代した場合は、本委託業務の終了後においても、当該受託者に対し、必要なデータ等の適切な業務の引き継ぎを行うこと。

第5 実施体制

業務の実施にあたっては、業務全体の統括責任者及び第4の1から第4の4までの各業務の責任者、連絡窓口担当者(同一人物でも可)を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

第6 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、進捗状況の確認、疑義を正す協議を県と適宜実施すること。また、協議内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認するものとする。

第7 業務計画書

業務の受託後、2週間以内に、業務ごとの詳細なスケジュールを整理した業務計画書を提出すること。

第8 業務の実績報告

本業務が終了したときは、次に示す内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。なお、データは電子媒体(CD-R、DVD-R等)に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付けること(提出時にはウイルスチェックを実施すること)。

1 業務全体について

(1) 委託業務の実施期間

(2) 実施した業務の一覧及びその成果

- 2 コンクール開催業務
 - (1) 実施内容
 - (2) 審査会の内容等
 - (3) 効果測定の内容等
- 3 表彰式・試食会・販売会開催業務
 - (1) 表彰式・試食会・販売会の内容
- 4 プロモーション業務
 - (1) 実施内容
 - (2) 制作物、広報物のまとめ等
- 5 WEB サイト連携業務（ページデザイン等作成）
 - (1) 作成した WEB サイト掲載用素材等

第9 成果物

受託者は、啓発及び広報のために制作したもの及び制作にあたり使用した素材等を成果物として電子媒体（CD-R、DVD-R 等）に保存のうえ県に提出すること。

第10 その他の留意事項

- 1 本業務の実施については、第1に掲げる「業務の目的」に沿って実施すること。
- 2 本業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、受託者から提案のあった企画（ロゴマークや啓発資材等のデザインを含む）は、一部変更・調整して実施する場合がある。
- 3 「実施内容」に定める本業務の成果物に関する著作権は、全て県に帰属するものとする。また、制作物の作成にあたっては、他社の権利を侵害することのないよう十分に留意し、万一、トラブルが発生した場合には受託者の責任において対応すること。
- 4 本業務の実施に際して、高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 5 本業務の実施に際して、環境への配慮といったSDGsの取組等を意識して行うこと。
- 6 本業務の実施にあたっては、酒税法、個人情報保護法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、特許法、商標法、意匠法等関係法令に違反しないこと。
- 7 本業務の実施にあたっては、高知県及び一般財団法人高知県地産外商公社の取組との連携を意識して行うこと。
- 8 県は、受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができる。
- 9 本業務の実施のために必要な事項は、県と受託者とが協議のうえ定める。
- 10 本業務内容について、やむを得ず再委託をする場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは県内に本店を有する事業者を指す。
- 11 この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ対応を決定する。